

従業員に給与をお支払いされている事業主の皆様へ

平成30年度から個人住民税(個人町府民税)の特別徴収義務者を一斉指定しています。

※平成28年から近畿府県では地方税法第321条の4にて義務付けられている個人住民税の特別徴収について強く推進し、平成30年度から一斉指定することになりました。(地方税法が新たに規定したわけではなく、従来から義務として規定されています。)

○特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、個人住民税の特別徴収義務者に指定された事業主様が納税義務者となり、給与所得者(従業員)に代わって納付していただく制度です。

○従業員から天引きする個人住民税の税額については、毎年5月に年税額と月割額(6月から翌年5月分として12回に分けた内訳)を通知し、事業所様がお納めいただくための納付書を同封させていただきますので、事業所様で改めて計算いただく必要はございません。

○次年度から特別徴収を行うための開始手続きについては、次回の給与支払報告書(翌年年1月末締め切り分)のご提出の際、給与支払報告書の総括表(表紙)に特別徴収の対象となる従業員数をご記入いただくだけです。なお、特別徴収の対象となる従業員数欄が空欄であったり、理由なく(下記参照)普通徴収欄に人数の記載がある場合には、法に基づき特別徴収の対象者として扱うこともございますので、ご注意ください。(年度の途中から新たに特別徴収とされる場合は別の手続きとなります)

○特別徴収の対象外として認められるケースは下記に該当する場合で、給与支払報告書の摘要欄に該当する符号を記載いただいている従業員となります。

符号 a : 退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない方

符号 b : 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることが出来ない方
(前年中の給与支払額が100万円以下で、今後の給与額も同様の見込みである場合等)

符号 c : 給与の支払いが不定期(給与の支払いが毎月でない)

符号 d : 他の事業所から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)

符号 e : 専従者給与のみを支給されている方(個人事業主のみ対象)

符号 f : 上記の a から e を除く、総従業員数が2人以下の事業者

ご留意いただきたい点

- ・専従者給与の方につきましては、必ずその旨を適用欄に記載くださいますようお願いいたします。
- ・従業員はパートやアルバイトでも特別徴収の対象となります。
- ・従業員から希望があっても、普通徴収の対象要件に該当しないのであれば普通徴収にはできません。
(普通徴収とは、給与所得者本人が自ら納付することを指します)
- ・給与支払報告書を提出される際、普通徴収希望の方は適用欄に該当する符号を記入いただき、普通徴収への切替理由書(兼仕切書)に該当となる人数を記載してください。
- ・年度当初の通知は5月末までに送付させていただきます。特別徴収については6月から始まり、翌年の5月までの12回に分けてお納めいただきます。給与からの天引きは、月毎に行い、翌月10日(土曜、日曜、祝日にあたる場合は翌営業日)までに納付していただきます。
- ・従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回(1回目:12月10日、2回目:翌年6月10日)とすることができます(納期の特例)。お手続きをお考えの場合はお問い合わせください。
- ・個人住民税を特別徴収していた従業員が退職された場合、退職された翌月の10日までに給与所得者異動届出書をご提出ください。なお、退職される時期によって、退職された後に特別徴収できなくなった残りの税額の対応が異なります。
 - ①6月1日から12月31日までに退職された場合、普通徴収(従業員が自ら納付すること)に切り替わり、改めて本人に対して納税通知を送付させていただきます。
 - ②翌年1月1日から4月30日までに退職された場合、本人の申し出がなくても、5月31日までに支払う給与または退職手当等から一括徴収することになっています。ただし、一括徴収すべき税額が支払金額を超える場合は普通徴収への切り替えとなります。※①の場合で、本人からの申し出があれば、退職時に支払う給与または退職手当等から一括徴収することもできます。

与謝野町役場税務課住民税係

住所:京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地

電話:0772-43-9020